

## 平成30年第1回北海道議会定例会に提案する条例案(40件)

## ＜新規制定条例＞

## 1 北海道債権管理条例案（総務部財政局財政課（22-202））

## ○制定内容

道の債権の管理について一層の適正化及び効率化を図るよう、知事等の責務、徴収手続等その他必要な事項を定める。

## 総則

①目的、②知事等の責務、③体制の整備

## 非強制徴収債権の徴収手続等

①督促、②強制執行等、③履行期限の繰上げ、④債権の申出等、⑤徴収停止、  
⑥履行延期の特約等、⑦免除、⑧情報の利用又は提供

## 非強制徴収債権の整理

①放棄、②報告

（施行期日 平成30年4月1日）

## 2 北海道核燃料税条例案（総務部財政局税務課（22-459））

## ○制定内容

原子力発電所の立地に伴う生活環境安全対策、生業安定対策、民生安定対策等の財政需要が引き続きあることに鑑み、発電用原子炉の設置者に対して核燃料税を課する。

(1) 課税標準 ①価額割～発電用原子炉に挿入された核燃料の価額  
②出力割～発電用原子炉の熱出力

(2) 税率 ①価額割～100分の8.5

②出力割～1課税期間（3ヶ月）ごとに1,000キロワットにつき3万7,750円

(3) 適用期間 条例施行の日から起算して5年間

（施行期日 規則で定める日（平成30年9月1日予定））

## 3 北海道史編さん委員会条例案（総務部法務・法人局法制文書課（22-817））

## ○制定内容

本道の学術と文化の振興に資するよう、北海道史の編さんに関する方策の策定及びその推進について調査審議させるための知事の附属機関として、北海道史編さん委員会を設置する。

(1) 所掌事項

北海道史の編さんに関し、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を述べる。

(2) 組織

委員15人以内（①学識経験者、②歴史研究団体、③知事が適当と認める者）で組織する。

（施行期日 平成30年4月1日）

## 4 北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例案（総合政策部政策局（21-186））

## ○制定内容

住宅宿泊事業法の制定に鑑み、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するよう当該事業の実施を制限する区域等を定める。

## 【実施を制限する区域及び期間】

区 域	期 間
函館市ほか62市町村の区域において、知事が指定する小中学校等の敷地の出入口の周囲100メートルの地域	休日、土日その他の授業を行わない日以外の期間
函館市ほか37市町の区域において、知事が指定する住居専用地域等	休日、土日及び12月31日から翌年の1月3日までの日以外の期間
知事が指定する別荘地	知事が指定する期間
知事が指定する道路事情が良好でない集落	知事が指定する期間

※ 家主居住型は制限の対象外とする。

（施行期日 平成30年6月15日）

5 北海道犯罪被害者等支援条例案（環境生活部くらし安全局道民生活課（24-153））

<p>○制定内容</p> <p>犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現に資するよう、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、道、道民等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p><b>基本理念</b></p> <p>①個人の尊厳にふさわしい処遇の保障                  ②被害の状況等に応じた適切な支援、二次被害が生じないような配慮                  ③安心して暮らすための途切れない支援                  ④国、道、市町村、民間支援団体等の相互連携</p> <p><b>基本的施策</b></p> <p>①基本計画、②推進体制の整備、③相談及び情報の提供等、④日常生活及び社会生活の支援、⑤安全の確保、⑥道民及び事業者の理解の増進、⑦道民の意見の把握等、⑧財政上の措置</p> <p>（施行期日 平成30年4月1日）</p>
---

6 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））

<p>○制定内容</p> <p>介護保険法の改正に鑑み、介護医療院（※）の施設に関する基準を定める。</p> <p>※. 日常的な医学管理を行う医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設</p> <p>（施行期日 平成30年4月1日）</p>
--

**障がい者意思疎通支援等関係**・・・2件

No	条例案名	制定内容	施行期日
7	北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-708））	<p>障がいの有無にかかわらず全ての道民が共生する暮らしやすい社会の実現に資するよう、障がい者の意思疎通の支援に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進する。</p> <p><b>基本理念</b></p> <p>①障がいの特性に応じた総合的な推進                  ②各主体の適切な役割分担による協働</p> <p><b>基本的施策</b></p> <p>①基本方針、②審議会意見の聴取、③理解の促進、④意思疎通手段の確保等、⑤情報保障の推進、⑥意思疎通支援者の養成等の推進、⑦財政上の措置</p>	H30. 4. 1
8	北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-708））	<p>手話を使いやすい社会の実現に資するよう、広く道民に対し手話が言語であるとの認識を普及させ、聴覚障がい者等が手話を習得する機会を確保するために必要な事項を定めることにより、言語としての手話の認識の普及等に関する施策を推進する。</p>	H30. 4. 1

<一部改正条例>

9 地方独立行政法人法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（総務部法務・法人局大学法人室（22-715））

○改正内容

地方独立行政法人法の改正に鑑み、北海道地方独立行政法人評価委員会の所掌事項について定めることとし、併せて規定の整備を行う。

(1) 北海道地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正

地方独立行政法人法に定めるもののほか、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議することを所掌する旨を規定する。

①中期計画の認可、②業績評価、③財務諸表の承認、④その他運営に関する重要事項

(2) 北海道職員等の退職手当に関する条例ほか2条例の一部改正

規定の整備（引用条項の改正）を行う。

（施行期日 平成30年4月1日）

10 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案（総合政策部情報統計局情報政策課（23-262））

○改正内容

個人番号の利用範囲に高等学校等における給付金の支給に関する事務等を加えるとともに、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。

(1) 独自利用事務の追加

個人番号を利用できる法定事務に類する事務として、高等学校等における給付金の支給に関する事務ほか8事務を個人番号を利用できる事務として追加する。

(2) 特定個人情報の提供に関する規定の新設

教育委員会における特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務に関して、知事が保有する生活保護関係情報を提供できるようにする。

（施行期日 一部を除き、平成31年4月1日）

11 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例案（環境生活部くらし安全局道民生活課（24-171））

○改正内容

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正に鑑み、携帯電話端末等に係るフィルタリングソフトウェアの利用促進のための措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。

【フィルタリングソフトウェアの利用促進のための措置】

- ・青少年有害情報フィルタリング有効化措置を望まない場合の保護者による書面の提出義務
- ・上記保護者による書面の事業者の保存義務

（施行期日 公布の日）

12 北海道立都市公園条例の一部を改正する条例案（建設部まちづくり局都市環境課（29-603））

○改正内容

都市公園法施行令の改正に鑑み、道立都市公園の運動施設の設置基準を定める。

【設置基準】

一の都市公園の敷地面積に対する運動施設の敷地面積：100分の50（上限）

（施行期日 公布の日）

13 北海道営住宅条例の一部を改正する条例案（建設部住宅局住宅課（29-503））

○改正内容

公営住宅法の改正に鑑み、道公営住宅における収入申告が困難な入居者の家賃の算定方法を定めるとともに、未納の家賃等がある者の入居を制限する。

【収入申告が困難な入居者の家賃の算定方法】

官公署の書類の閲覧等により調査し把握した収入に基づき算定

（施行期日 平成30年4月1日）

14 旅館業法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案（保健福祉部健康安全局食品衛生課（25-902））

○改正内容

旅館業法の改正に鑑み、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準及び許可の事務に係る手数料を定めることとし、併せて規定の整備を行う。

(1) 旅館業法施行条例の一部改正

従前の旅館営業の基準を旅館・ホテル営業の基準とする。

(2) 北海道保健福祉部手数料条例の一部改正

旅館業（旅館・ホテル営業）許可申請手数料（2万5,400円）を定める。

（施行期日 平成30年6月15日）

用途地域の規制に係る改正関係・・・3件

No	条例案名	改正内容	施行期日
15	北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例案（建設部まちづくり局都市計画課（29-802））	屋外広告物法の改正に鑑み、屋外広告物の表示等を禁止することができる地域に田園住居地域を追加する。	H30. 4. 1
16	北海道建築基準法施行条例の一部を改正する条例案（建設部住宅局建築指導課（29-454））	建築基準法の改正に鑑み、日影による中高層の建築物の高さの制限を行う地域に田園住居地域を追加する。	H30. 4. 1
17	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案（警察本部生活安全部保安課（251-0110（3154）））	都市計画法の改正に鑑み、風俗営業の営業制限地域等に田園住居地域を追加する。	H30. 4. 1

基金に係る改正関係・・・3件

No	条例案名	改正内容	施行期日
18	北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案（環境生活部くらし安全局消費者安全課（24-511））	道内の消費生活相談窓口の機能強化等を引き続き図るよう、北海道消費者行政活性化基金条例の有効期限を延長する。 【有効期限】平成30年12月31日→平成31年12月31日	公布の日
19	北海道後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局国保医療課（25-804））	後期高齢者医療制度の保険料の増加の抑制を図るよう、北海道後期高齢者医療財政安定化基金について、北海道後期高齢者医療広域連合から徴収する基金拠出金の平成30年度以降の拠出率を定める。 【拠出率】零→1万分の2.7	H30. 4. 1

No	条例案名	改正内容	施行期日
20	北海道国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案（保健福祉部健康安全局国保医療課（25-803））	国民健康保険法の改正に伴い、北海道国民健康保険財政安定化基金に係る基金の使用等について定めることとし、併せて規定の整備を行う。	H30. 4. 1

**手数料・使用料に係る改正関係**・・・6件

No	条例案名	改正内容
21	北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例案（環境生活部総務課（24-103））	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正に鑑み、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の事務に係る手数料について定める等所要の改正を行う。

【新たに定める手数料】  
 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料 14万7,000円  
 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項変更認定申請手数料 13万4,000円

（額の改定・廃止のみ：5件）

- 22 北海道総務部手数料条例の一部を改正する条例案（総務部総務課（22-103））
- 23 北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例案（経済部経済企画局経済企画課（26-702））
- 24 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案（建設部総務課（29-105））
- 25 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案（警察本部総務部会計課（251-0110（2247）））
- 26 北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例案（農政部農業経営局農業経営課（27-356））  
 ※ 施行期日 一部を除き、平成30年4月1日
- 27 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（保健福祉部総務課（25-104））

○改正内容	
市町村への権限移譲の推進を図るよう、老人福祉法に基づく事務の一部を市町村が処理することとし、併せて規定の整備を行う。	
(1)	新たに権限を移譲する事務 有料老人ホーム情報の報告の受理等に関する事務（移譲市町村：美唄市ほか43市町村）
(2)	移譲町を追加する事務 有料老人ホームの設置等に関する事務（移譲町：白糠町）

（施行期日 平成30年4月1日）

**福祉サービス基準に係る改正関係**・・・3件

No	条例案名	改正内容	施行期日
28	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））	国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、共生型居宅サービス（※）に関する基準を定める等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。 ※ 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための共生型のサービス	一部を除き、 H30. 4. 1

No	条例案名	改正内容	施行期日
29	北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））	国が定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、自立生活援助（※）に関する基準を定める等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。 ※ 障害者支援施設等から一人暮らしへ移行した障害者について、定期的な巡回訪問等により必要な助言、医療機関等との連絡調整等を行うサービス	H30. 4. 1
30	北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-707））	国が定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に鑑み、居宅訪問型児童発達支援（※）に関する基準を定める等の措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行う。 ※ 重度の障害により外出が著しく困難な障害児に対し居宅を訪問して発達支援を行うサービス	H30. 4. 1

給与・手当・定数に係る改正関係・・・7件

No	条例案名	改正内容	施行期日																		
31	北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	北海道特別職報酬等審議会の知事に対する平成30年1月25日付け答申等に鑑み、知事等の期末手当を増額する。 【期末手当の年間支給月数の引上げ】 3. 25月→3. 30月（+0. 05月） ※ 平成29年6月1日から適用する。	公布の日																		
32	北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	厳しい財政状況等に鑑み、知事等の給料等を減額するとともに、監査専門委員の報酬の額等を定める。 (1) 給料月額 <table border="1" data-bbox="635 1189 1273 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28. 4. 1～H30. 3. 31</th> <th>H30. 4. 1～H31. 3. 31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>▲25%</td> <td>▲25%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>▲20%</td> <td>▲20%</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>▲15%</td> <td>▲15%</td> </tr> <tr> <td>公営企業管理者等</td> <td>▲10%</td> <td>▲10%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 退職手当 北海道特別職報酬等審議会の答申に鑑み、知事等の退職手当の支給水準を引下げ（一般職と同程度） (3) 監査専門委員の報酬の額 日額10万円以内		H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31	知 事	▲25%	▲25%	副 知 事	▲20%	▲20%	教 育 長	▲15%	▲15%	公営企業管理者等	▲10%	▲10%	H30. 4. 1			
	H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31																			
知 事	▲25%	▲25%																			
副 知 事	▲20%	▲20%																			
教 育 長	▲15%	▲15%																			
公営企業管理者等	▲10%	▲10%																			
33	北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	厳しい財政状況に鑑み、管理職員である職員の給料及び管理職手当を減額することとし、併せて規定の整備を行う。	H30. 4. 1																		
34	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁教育職員局給与課（35-303））	(1) 給料月額 <table border="1" data-bbox="635 1671 1273 1787"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28. 4. 1～H30. 3. 31</th> <th>H30. 4. 1～H31. 3. 31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長相当職以上</td> <td>▲7%</td> <td>▲4%</td> </tr> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>▲3%</td> <td>▲1. 5%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 管理職手当 <table border="1" data-bbox="635 1821 1273 1937"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28. 4. 1～H30. 3. 31</th> <th>H30. 4. 1～H31. 3. 31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長相当職以上</td> <td>▲10%</td> <td>▲8%</td> </tr> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>▲8%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31	課長相当職以上	▲7%	▲4%	主幹相当職	▲3%	▲1. 5%		H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31	課長相当職以上	▲10%	▲8%	主幹相当職	▲8%	-	H30. 4. 1
	H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31																			
課長相当職以上	▲7%	▲4%																			
主幹相当職	▲3%	▲1. 5%																			
	H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31																			
課長相当職以上	▲10%	▲8%																			
主幹相当職	▲8%	-																			
35	北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案（警察本部警務部警務課（251-0110（2661）））	(2) 管理職手当 <table border="1" data-bbox="635 1821 1273 1937"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28. 4. 1～H30. 3. 31</th> <th>H30. 4. 1～H31. 3. 31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長相当職以上</td> <td>▲10%</td> <td>▲8%</td> </tr> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>▲8%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31	課長相当職以上	▲10%	▲8%	主幹相当職	▲8%	-	H30. 4. 1									
	H28. 4. 1～H30. 3. 31	H30. 4. 1～H31. 3. 31																			
課長相当職以上	▲10%	▲8%																			
主幹相当職	▲8%	-																			

No	条例案名	改正内容	施行期日
36	北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案（総務部人事局人事課（22-155））	国家公務員退職手当法の改正に鑑み、職員の退職手当の支給水準の引下げ（▲3.37%程度）を行う。	H30. 4. 1
37	北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例案（教育庁総務政策局教育政策課（35-408））	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定する。 【教職員の定数】38,025人→37,773人（▲252人）	H30. 4. 1

法令の改正に伴う規定の整備関係・・・2件

No	条例案名	改正内容	施行期日
38	介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（保健福祉部福祉局施設運営指導課（25-225））	介護保険法の改正に伴い、次の条例の規定の整備を行う。 (1) 北海道保健福祉部手数料条例ほか2条例（不要規定の削除） (2) 北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（廃止）	H30. 4. 1
39	農林物資の規格化等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案（農政部食の安全推進局食品政策課（27-694））	農林物資の規格化等に関する法律の改正に伴い、次の条例の規定の整備を行う。 (1) 北海道食の安全・安心条例（引用法律名の改正） (2) 住民基本台帳法施行条例（引用法律名等の改正）	H30. 4. 1

<廃止条例>

40 主要農作物種子法の実施に関する条例を廃止する条例案（農政部生産振興局農産振興課（27-704））

○条例案の内容

主要農作物種子法の廃止に伴い、同法に基づくほ場審査の手続等を定めた条例を廃止する。  
（施行期日：平成30年4月1日）

